

(別紙)【意見提出様式】

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力市場整備課「国民の声」担当 宛

東京電力株式会社の電気供給約款の変更認可申請に係る「国民の声」の募集について

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 東京都生活協同組合連合会 会長理事 伊野瀬 十三
[住所]	東京都中野区中央5丁目41番18号
[電話番号]	03-3383-7800
[FAX番号]	03-3383-7840
[E-mail]	nasu@coop-toren.or.jp
[ご意見] コスト削減を徹底し、合理化努力を求めます	
該当箇所 (申請書類等のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)	
5月15日の審査専門委員会に提出された『料金認可申請の概要について』の5ページ合理化額の内訳、7ページ全産業・他公益企業との人件費水準比較、10ページ原価算定の内訳(修繕費)、11ページ原価算定の内訳(原価償却費)、13ページ原価算定の内訳(事業報酬)	
意見内容	
①5ページ合理化額の内訳の人件費の削減が不十分。 ②7ページ全産業・他公益企業との人件費水準比較することは公的資金を受けた企業として不適切。 ③10ページ原価算定の内訳(修繕費)に関して競争入札の割合を増やす、それが難しいならその理由を丁寧に説明すべき。 ④11ページ原価算定の内訳(原価償却費)の新エネルギーの9億円が少なすぎる。もっと意欲的な計画が必要。 ⑤13ページ原価算定の内訳(事業報酬)3%が公的資金を受けた企業として多すぎる。株式配当は本計画から除外すべき。	
理由	
① 福利厚生費の会社負担を73%から60%に引き下げるだけでは不十分で一般企業並みの50%にすべきです。また、12年冬より賞与を支給するとのことですが、東電の値上げのあおりを受けて経営がきびしくなる中小規模事業者や生活困窮者にとっては到底容認できるものではありません。 ②上記で述べた賞与を14年度まで支給しないことを求めます。それによる減額については給与水準の再見直しによるべきと考えます。 ③3月6日に開催された経済産業省の総合資源エネルギー調査会・電力システム改革専門委員会で東京都の猪瀬直樹副知事は「競争入札に見直すことで取引額を約516億円削減できる」と発言されました。東電の「総合特別事業計画」で競争入札の割合を現行の15%から30%にするとの目標設定ですが低すぎると考えます。競争入札の割合を増やす、それが難しいならその理由を丁寧に説明すべきと考えます。5月28日に開催された第3回審査専門委員会でスマートメータ関連費用の	

高さが指摘されましたが、その指摘に同意いたします。

- ④新エネルギーの原価償却費が原発の100分の1の9億円では少なすぎ、東電の新エネルギー導入への消極的な姿勢が透けて見えます。
- ⑤事業報酬費は資本の調達・維持に要するものとされており、原発事故に伴う経営の圧迫は政府・銀行・株主等が負担すべきであり、利用者に付回すべきでなく、少なくとも株主配当分の事業報酬費の減額を求めます。

[ご意見] 規制部門と自由化部門の収益構造の見直しを求めます

該当箇所 (申請書類等のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

5月15日の審査専門委員会に提出された『料金認可申請の概要について』の21ページ規制・自由別比較(規制部門の原価・収入)ならびに22ページ規制・自由別比較(自由化部門の原価・収入)

意見内容

規制部門平均で2.40円/kwh、自由化部門平均で2.46円/kwhの値上げとありますが、このままでは規制部門の負担が大きすぎる状態は是正されません。

理由

新聞報道によりますと、東京電力管内で、自由化部門と規制部門の使用量は61:39にも関わらず、利益は9:91とのことです。抜本的な価格政策の見直しを行い、少なくとも全国10電力会社の水準(規制部門の売上げが4割、利益が7割)に近づけることを望みます。規制部門が高い理由として、設備投資や高圧電力を低圧に変えるためのコストがかかるとのことですが、他電力会社でも同じような構造だと考えます。東京電力に特有かつ特殊事情があるならば、説明を求めます。

[ご意見] 新料金体系への移行期間を十分に取り、情報提供の徹底を求めます

該当箇所 (申請書類等のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)

供給約款変更認可申請申請書の2ページ(表紙含む)の実施時期—平成24年7月1日

意見内容

実施日が平成24年7月1日とありますが、審査は通常4か月とお聞きしておりますが、今回は1.5ヶ月と利用者サイドから見ると短すぎます。また、値上げ根拠、経営努力等を丁寧に説明して利用者の理解を得ることが不足していると考えます。

理由

このように審査期間が短くなった東電側の理由が述べられておらず、推測となりますが夏季電力需要の逼迫が考えられます。東電管内は計画停電もせず乗り切れるといわれております。そうであるならば、新料金体系への移行を急ぐ理由が見当たりません。急ぐことにより、利用者の理解が得られず、不払い運動が多く発生し、4月の自由化部門の混乱の二の舞が規模拡大して発生することを危惧します。

また、原発の稼働停止に伴う燃料費の増加による値上げ申請ということでは沖縄電力を除く8電力会社からも値上げ申請されることが予想されます。今回の東電値上げ申請を十分に検討することで次

の検討につながるメリットの方が大きいと考えます。

5月30日付けの新聞各紙によりますと、東電の申請よりも値上げ時期を1カ月遅らせるとの報道がなされておりますが、初めに値上げ時期ありきではなく十分な検討期間と周知徹底期間とすることを求めます。

さらに新料金移行後、半期に1回、経営状況等の情報公開を行い、経営の改善状況・進捗状況等を国に責任において検証することを求めます。

[ご意見] その他 LNG輸入価格低減、発送電分離の検討、**電力市場の自由化の早期実現、新料金プランの周知徹底**

該当箇所（申請書類等のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。）

なし

意見内容

韓国やEU諸国と比してLNG価格が割高との指摘があります。このことにより電力料金が各国よりも高い要因となっておりますが対策を求めます。また、新エネルギーの普及が進まない、高い料金となる要因として電力会社を選べないことが指摘されており、**電力市場の自由化の早期実現や発送電分離の検討を求めます。さらに「新料金プラン」を実効性のあるものとするべく周知徹底を図るべきです。**

理由

- ①高い価格でLNGを購入する要因として短期契約・スポット買が指摘されていますが、取引実態の精査を行い、政府としてオールジャパンで価格交渉等することを求めます。
- ②諸外国のように一般家庭でも消費者が自由に電力会社を選べるのが可能となるシステムを急ぎ構築すべきです。5月30日付け新聞報道によりますと、経産省が発送電分離を2014年度以降に進めるとのことですが、利用者の利益となる様な制度となることを前提として、支持いたします。
- ③電力市場の自由化の実現にむけて、特定規模電気事業者（PPS）への過度な負担となっている託送料の大幅な価格引き下げをすすめること、また、同時同量制度やインバランス料金の見直しをすすめることを求めます。
- ④新聞報道によりますと、（東京電力の新料金プランに関して）「1日までに5万件の申し込みを想定していたが、実際の件数は5月29日時点で120件にとどまっている」とのこと。「新料金プラン」と利用者の生活時間との間に齟齬が生じているものと考え、見直しを要望いたします（見直しの一例として、午後11時から午前7時までの深夜・早朝を約半額に割り引く⇒午後8時から午前7時までを40%割り引く。その理由として、夜間の消費電力の大きなものとしてお風呂の湯沸し、寝る前のエアコン、洗濯等が考えられますが午後11時では遅すぎる）。
また、「従来と同じ時間帯に電気を使うと、新制度の方が年間1万円以上の負担増になると試算している」との報道もなされています。当面電力需給が逼迫されることが予想されますので、「新料金プラン」を実効性のあるものとするべく継続的に周知徹底を図ることを要請いたします。